

【事案Ⅱ-16】 重度障害共済金請求

・平成 26 年 11 月 26 日 和解解決

<事案の概要>

被共済者が重度知的障害により重度障害となったため重度障害共済金の請求を行ったが、初回発効日の 2004 年 9 月 1 日より以前に重度障害の状態となっていたことを理由に重度障害共済金が支払われないことを不服として申立てがあった。

<申立人の主張>

被共済者に対し、重度障害共済金 300 万円及び診断書作成に伴う費用差額を支払え、との判断を求める。

- (1) 被共済者は、A 医療センターにおいて、共済期間中である平成 21 年 9 月 28 日に重度知的障害による発病・症状固定日と診断されたため、共済団体に共済金の請求をした。

請求当初の診断書の記載には混乱があったが、病院に出向き主治医と面談のうえ確認したところ、診断書に、精神発達遅滞の傷病発生年月日として、被共済者の生年月日である平成 9 年(1997 年)7 月 4 日が記載されていたのは、主治医の記載ミスであり、修正して新たに発行してもらったのが後遺障害診断書(平成 25 年 12 月 27 日付)であり、同診断書記載のとおり、医師推定の精神発達遅滞(重度知的障害)発病日は、重度障害者手帳が発行された日である平成 21 年 9 月 28 日であり、このことは主治医も認めている。

- (2) 主治医は、共済団体の主張する初回発効日と症状固定日の比較「状態に変化はない」及び平成 16 年診察所見「改善の余地なしと判断された」との回答はしていないと否定し、「今後成長していく中で他の同年代の子供と比べて差が出てくる可能性があるとの説明をした。」と述べている。

そもそも、幼年時期は健常児でもできないことが多数あり、その遅れの差が時間の経過とともに大きくなり、症状が見えてきてやがて症状が固定していくのではないかと。

- (3) 幾度にも渡り共済団体には異議申立てをしたが、再三、過去の医療照会内容を提示してくる状態であり、被共済者は初回発効日(平成 16 年 9 月 1 日)以前から重度知的障害であるとして共済金が認められない状況である。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 約款・事業規約では、「この会は、基本契約において、被共済者が共済期間中に

死亡し、または重度障害となった場合には、死亡共済金または重度障害共済金を支払う。」と規定している。

「精神発達遅滞(知的障害)」は、別表第1「身体障害等級別支払割合表」に規定する「神経系統の機能又は精神の障害」に該当し、障害等級第1級の3、第2級の2の2、第3級の3の状態の場合は、重度障害と認定する。障害認定の時期は、療養効果が期待し得ない状態となり、症状が固定したときに行うことと定められており、共済金は、症状固定時点の契約により支払うこととなる。

(2) 申立人から提出された後遺障害診断書(2013年3月22日発行)には本件共済期間(2009年9月1日から2010年8月31日)中の「2009年9月28日」が症状固定と記載されているが、被共済者は契約発効日(2004年9月1日)前から「精神発達遅滞」と診断され両親に告げられていた経過から、契約発効日以前の身体の状態について医療照会を行い、次のとおり回答を確認した。

「発達遅滞のため、常に介助が必要である。歩行坐位は可能であるが、危険なことなど認識できず、常時監視が必要である。」と最初に認められた時期について

- ・上記の症状を最初に認めた時期「2000年12月25日」
- ・改善の余地なしと判断された時期「2004年2月23日」

(3) 上記医療照会の結果、初回契約発効日(2004年9月1日)以前の2000年12月25日から重度障害の状態が認められており、2004年2月23日には改善の余地なしと判断されていること、初回契約発効日(2004年9月1日)と後遺障害診断書に記載されている症状固定日(2009年9月28日)時点を比較しても状態の変化が認められないことから、被共済者は、初回契約発効日以前より重度障害の状態であったと判断されるため、約款・事業規約の支払事由を満たすことができず、重度障害共済金を支払うことができない。

＜裁定の概要＞

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面等に基づき審議を進め、被共済者が契約発効日以前に重度障害状態に該当していたか否かの立証は両当事者とも困難であると推測されるため、当事者双方に和解案を提示したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決とした。